

# 琉球大学学術リポジトリ

## 今帰仁間切に関する辞令書の紹介

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2009-05-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高良, 倉吉, Takara, Kurayoshi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/9972">http://hdl.handle.net/20.500.12000/9972</a>

## 今帰仁間切に関する辞令書の紹介

高 良 倉 吉

### はじめに

2008年7月2日、今帰仁村歴史文化センターで開催された第4期今帰仁城跡案内ガイド養成講座に招かれ、「辞令書から見た北山・今帰仁」と題する講義を担当した。その趣旨は、山北滅亡後の古琉球の歴史過程を展望するうえで、同時代史料としての辞令書からどのような事実や疑問が抽出できるかという問題について、今帰仁間切を例に受講者に訴えることであった。今帰仁グスク（今帰仁城跡）に隣接して立地する今帰仁ムラ跡（私の理解では今帰仁シマ跡）の発掘調査が今帰仁村教育委員会の手で行なわれた直後でもあり、その偉業に対して文献史学の側から何らかの連帯と支援を行なうべきではないか、との思いも手伝っている。講座で話した内容は主催事務局の労苦により急遽録音テープから起され、『今帰仁グスク』2号（2008年7月、今帰仁グスクを学ぶ会）に掲載されている。

講座における話と内容的に重複する箇所もあるが、本稿では少々突っ込んだ検討を行い、拙著『琉球王国の構造』（1987年）において展開した古琉球辞令書論を多少なりとも前進させたいと思う。

さて、残存する古琉球辞令書61件および過渡期辞令書30件のなかで、今帰仁間切に関係するものが都合12件存在する。その内訳は古琉球辞令書7件、過渡期辞令書5件であり、一つの間切に関してこれほどの量の辞令書が伝わる例は稀有といえる。年代順にそのすべてを紹介し、必要なコメントを適宜加えてみたい。

## I. 古琉球辞令書 7 件

史料 1 : アガルイ掟宛辞令書 (1563年)

しよりの御ミ事

みやきぜんまぎりのぐしけんのせさがち

この内にひやうすくみかないのくち御ゆるしめされ[候]

五おつかかないのところ

二かりやたに十三まし

たけのみはる又まへだはるともに

又 二百卅ぬきちはたけ七おほそ

とみちやはる又きのけなはる又あらはなはる又たこせなはる又あふらちは

る又ふなさとはる又まふはるとも二

この分のミかない分 (は)

一 四かためおけのなつほこりミかない

又 くひきゆらミしやもち

又 四かためおけのせちミかない

又 一かためおけのなつわかミかない

又 一かためおけのおれつむミかない

又 一かためおけ又なから正月ミかない

又 一くひきみしやもち

又 五かためおけのきみかみのおやのミかない

又 一くひ[き]みしやもち

又 一かためおけのけふりミかない共

このふんのみかないは上申あるつゝ (べし)

ふみそい申<sub>ち</sub> (候)

もとは中おしちの内より

一 三 (ひ) やうすくたに二まし

まへたはる[ 後略カ ]

又 十五ぬきちはたけ一おほそ

あまみせはる[ 後略カ ]

このふんのおやみかない又のろさとぬしおきてかないとも二御ゆるしめされ候

一人あかるいのおきてに給候

しよりよりあかるいのおきての方へまいる

嘉靖四十二年七月十七日

(注) [ ] 内は引用者による補足、( ) 内は引用者による補訂。以下同じ。

宮城真治の研究ノート類中の「具志堅上間家の古文書」と題する1冊に筆写されて残ったもので、拙稿「新発見の古琉球辞令書について」(1990年)においてその文面の紹介と若干の解釈を加えたことがあるが、拙論の不十分さ、曖昧さを刷新する意味で再度この辞令書の要点についてコメントを加えておきたい。

①受給者は「あがるいのおきて」(東井の掟)で、その職は今帰仁間切の行政ポストの一つと想定される(あるいは国頭方面のある間切のポストの可能性もある)。②今帰仁間切の具志堅(シマ名)の「せさ」(人名)が所持していた「ち」(耕地)があり、その土地にかかる「ひやうすくみかないのくち」(一定額の貢租、「ひやうすく」は水田面積2オツカの別称)は免除される。③「五おつかかない」(5オツカは水田面積)の貢租がかかる水田、面積にして2カリヤ(13マシ)、「たけのみ」原と「まへだ」原に所在するものを「あがるい」の掟に与える。④また、「せさ」が所持している畑、面積にして230ヌキ(7オホソ)、「とみちや」原以下7原に所在するものを「あがるい」の掟に与える。⑤この畑については「ミかない」(貢租)がかかっており、その内訳は「四かためおけのなつほこりミかない」から「一かためおけのけふりミかない」までの10項目分である。⑥また、元は「中おし」(人名)の「ち」(耕地)であった{ひやうすく} = 2オツカ(2マシ)の水田、「まへだ」原以下に所在するものと、15ヌキ(1オホソ)、「あまみせ」原以下に所在する畑を「あがるい」の掟に与える。この田畑にかかる「おやみかない、のろさとぬしおきてかない」(貢租)は免除される。

ようするに、アガルイ掟はすでに所得している役地（オエカ地）に加えて、「せさ」および「中おし」の両名が所持する田畑を免租・課税規定を含みつつ新たに所得したのであり、そのことをこの辞令書を通じて国王から安堵されたことになるのである。

史料2：与那嶺大屋子宛辞令書（1563年）

[しよりの御ミ事]

[ 前段損欠 ]

[ 一 ]くひきなからミしやもちなつぼこりみかない

又 四かためおけのせぢミかない

又 一かためおけのはかミかない

又 一かためおけのおれずむミかない

又 一かため中らおけの正月ミかない

又 一くひきミしやもちともに

又 一かためおけのけぶりみかない

又 五かためおけのきみかみのおやのミかない

又 一くひきミしやもちともに

このふんのミかないは上申あるべく（し）

ふみそい申し（候）ちはふうち

もとはふたふたの大やくちの内より

一 ミ（ひ）やく（う）すくたに一まし

しよきたばる[ 後略カ ]

又 一五ぬきちはたけ一おぼそ

下ばる[ 後略カ ]

このふんのおやミかない又のろさとぬしおきてかないともに御ゆるしめされ候

一人よなみねの大屋こにたまはり申し候

しよりよりよなみねの大屋く（こ）[が]方へまゐる

嘉靖四十二年七月十七日

兼次尋常高等小学校『御案内・名所旧蹟』（1936年）に収録・紹介されて伝わるもので、その文面についても拙稿「新発見の古琉球辞令書について」ですでに紹介した。前段の損欠を確認しつつ再度その要点を解釈すると以下のようになる。

①受給者である与那嶺大屋子は今帰仁間切与那嶺のシマ名の掟である。②彼はある一定額の耕地を与えられることになったが（前段の損欠をこのように想定）、その耕地には「[ ]くひきなからミしやもちなつぼこりみかない」から「一くひきミしやもち」までの少なくとも9項目の貢租がかかっている。③また、元は「ふたふた」大屋子が所持していた田から「ひやうすく」=2オツカ（1マシ）、「しよきた」原以下に所在するものと、同人が所持していた畑15ヌキ（1オホソ）、「下」原以下に所在するものを与えられた。④なお、この田畑にかかる「おやミかない、のろさとぬしおきてかない」の貢租は免除される。ようするに、与那嶺大屋子もまたすでに所持している田畑に加えて新たな追給を受けたが、その追給分には課税と免租の区別があったことになる。

ここで問題にしたいのは、史料1と史料2の辞令書がともに嘉靖42年7月17日に発給されていることをどう考えるか、という論点の存在である。この二つの得分規程型辞令書が同年月日で発給されたのは単なる偶然なのか、それとも何らかの意味があると考えべきなのか。

この論点を検討するうえでヒントになるのは奄美に残る古琉球辞令書であり、ネタチ宛辞令書、タル宛辞令書（以上2件はいわゆる須子茂文書）、サカイ宛辞令書、X（受給者名損欠）宛辞令書（以上2件はいわゆる古志文書）の4件はすべて得分規程型であり、なおかつ発給年月日がともに万暦2年（1574）5月28日なのである。前2件の須子茂文書については拙稿「古琉球期の奄美における給田の移動—須子茂文書が内包する情報のスケッチ」（1996年）で分析したことがあり、後者の古志文書についても近々論文にまとめる予定だが、ここではさしあたって以下の点を指摘しておきたい。

奄美の4件の辞令書に共通する点は、得分規程型に属するものの、特定の職に付帯して給与される得分を表示する通常タイプとは異なり、叙任を前提としない得分額の調整を行なったことに求められる。その際に、受給者以外の他者

の所持にかかる水田から特定の面積を割いて受給者に与え、調整されたその水田に賦課される貢租額を明示していることである。瀬戸内西間切の須子茂（加計呂麻島に所在）と同間切の古志（奄美大島の南端に所在）という地理的に離れたシマにおける給田の所持関係をなにゆえに同年月日に行なう必要があったのか、その理由・目的は不明であるものの、これと同様の文脈で史料1および史料2を理解することが可能である。つまり、この二つの辞令書が同年月日の時制を持つのは単なる偶然ではなく、今帰仁間切においてオエカ人の給地を調整する必要があり、調整後の給地にかかる貢租額を新たに規定したことを意味していると理解すべきである。この理解に立てば、史料1・史料2は奄美の須子茂文書・古志文書とセットで検討されるべきである。

今一つの論点は、須子茂文書・古志文書には史料1・史料2に登場する「なつほこり」「ミしやもち」「おれずむ」などの「ミかない」規定はなく、これと同様の規定を持つのは伊平屋首里大屋子宛辞令書（沖縄県立博物館・美術館蔵）であり、万暦15年（1587）7月8日付のその辞令書には「なつほこり」「正月」など4つの「ミかない」の負担が明記されている。首里王府で行なわれた儀礼・祭祀用の供物もしくは捧げ物と見られるこれらの貢租からいうと、史料1・史料2は奄美とは共通せず「ゑひや」（伊是名・伊平屋両島の行政単位名）の場合と通底している。このことの意味するところをどう考えるかは今後の検討課題である。

### 史料3：浦崎目差宛辞令書（1586年）

[しよりの御ミ事]

- [ミやきぜんまぎりの]よなみねのうちま人ぢ  
中ぐすくのおきてのちの内より
- 一 ひようすくたに二まし  
やせだはる又かなわらはるともに  
又もとはぐしけんのとのはらちのうちより
  - 一 十五ぬきちはたけ三おお（ほ）そ  
えつかたはる又しげやまはる又たはる共に

この子人（ぶん）のおやみかない又のろさとぬしおきてかないともに  
御ゆるしめされ候

一人うらさきのめざしにたまわり申[候]

しよりよりうらさきめざしの方へまいる

万曆十四年五月九日

「まなぢ」（真人地）という用語が登場する貴重な辞令書であるが、その解釈については拙著『琉球王国の構造』を参照されたい。

史料4：玉城大屋子宛辞令書（1592年）

しよりの御み事

みやきぜんまぎりのよなみねのさとぬしどころ

一 六かりやたに四十九まし

しよきたはる又もくろちかわはるとともに

一 百四十ぬきちはたけ七おほそ

やたうはる又ひらのねはる又はなはる又さきはる又なかさこはる又おゑは  
るとともに

又 よなみねの四十五ぬき

かないの大おきてとともに

一人たまぐすくの大やこにたまわり申[候]

しよりよりたまぐすくの大やこ[が]方へまいる

万曆二十年十月三日

「大おきて」（大掟）という役職名が登場する点で興味深いものだが、解釈は『琉球王国の構造』を参照されたい。

史料5：辺名地目差職叙任辞令書（1604年、現存）

[しよ]りの御ミ[事]

ミヤきぜんまぎりのへなちのめざしハ

ミヤきぜんのあんじの御ま[へ]

一人うしのへばんのあくかべのさちにたまわり申候



しよりよりうしのへばんのあくかべのさちの方へまいる

万曆三十二年閏九月十八日

山北監守が「ミヤきぜんのあんじ」＝今帰仁按司と呼ばれていたこと、「さち」（人名）は今帰仁グスク内の居館に詰めていたのか、それともグスクに隣接するたとえば今帰仁シマに起居して城内に出仕していたのか、という問題が浮上する点で興味深い辞令書である。

史料6：中城ノ口職叙任辞令書（1605年）

しよりの御ミ事

ミやくぜんまぎりの中ぐすくのろハ

もとののろのくわ

一人まうしにたまわり申候

しよりよりまうしが方へまいる

万曆三十三年九月十八日

史料7：マカトウ宛辞令書（1607年、現存）

しよ[り]の[御ミ事]

ミヤきぜんまぎりのぐしかわのろ又ちともニ

五十ぬきちはたけ四おほそ

ぐしかわはる又によははる又はまかわはる又ほきはるともニ

もとののろのくわ

一人まかとうにたまわり申候

しよりよりまかとうが方へまいる

万曆三十五年七月十五日

史料6・史料7は中城ノロ・具志川ノロという今帰仁間切のノロ2職を同時代史料で確認できる貴重なものであるが、その解釈については『琉球王国の構造』を参照されたい。

## II. 過渡期辞令書 5 件

史料 8：謝花掟職叙任辞令書（1612年、現存）

しよりの御ミ事

ミヤきぜんまぎりのぢやはなのおき[てハ]

ミのへばんの[ ]くだされ候

万曆四十年十二月八[日]

史料 9：与那嶺大屋子職叙任辞令書（1612年）

しよりの御みこと

ミヤきせんまぎりのよなみねの大屋子は

くわしまてくぐに下され候

万曆四十年十二月八日

兼次尋常高等小学校『御案内・名所旧蹟』に引用されて伝わるもので、拙稿「新発見の古琉球辞令書」ですでに紹介した。

史料10：与那嶺大屋子職叙任辞令書（1643年）

首里の御ミこと

今帰仁間切のよなみねの大屋こは

一人今帰仁おどんのもゝなみの大屋こにたまはり申す（候）

崇禎十六年十月三日

『御案内・名所旧蹟』に引用されて伝わるものである。「今帰仁おどん」（今帰仁御殿）は山北監守のことであり、この当時は7代向從憲（1627～1687年）である（『向姓具志川家家譜』）。山北監守は康熙4年（1665）に今帰仁間切から首里に引き上げているが、この辞令書は撤収直前のものであることになる。山北監守に仕える役職に「もゝなみ」大屋子があり、史料5に登場する「さち」のような出仕者を含めて考えた場合、山北監守にはそれを支える官人組織があったことが判る。

『向姓具志川家家譜』は6代向繩祖（1601～1662年）の時代に、今帰仁グス

ク付近に立地した今帰仁村・志慶真村の移動をうけて、生活の利便性を求め今帰仁村に移転したという伝承を伝えている（高良倉吉「山北監守をめぐる問題点」参照）。このことを前提にすれば、この辞令書を受給した前「もゝなみ」大屋子は、史料5の「さち」とは異なり移転後の今帰仁村に所在した山北監守の屋敷に勤務したことになる。

史料11：本部目差職叙任辞令書（1656年）

首里の御みこと

今帰仁間切の本部めざしは

一人はるまいにたまはり申す（候）

順治十三年正月廿日

『御案内・名所旧蹟』に引用されて伝わるもので、拙稿「新発見の古琉球辞令書について」ですでに紹介した。『御案内・名所旧蹟』は「明治十三年」と読み「廃藩置県後の辞令である」とコメントしているが、形式から見て過渡期辞令書であり、「順治十三年」の誤読であると断定できる。

史料12：西目差職叙任辞令書（1664年）

首里乃御ミ事

今帰仁間切にしめさしは

一人与那嶺子にたまはり申し（候）

康熙三年甲辰四月四日

『御案内・名所旧蹟』に引用されて伝わるもので、拙稿「新発見の古琉球辞令書について」ですでに紹介した。目差の職は所轄するシマ名を冠頭に置くのが原則なので、これに従えば今帰仁間切には「にし」と呼ばれるシマが存在したことになる。あるいは「びし」（備瀬）を「にし」と読み誤まったかも知れないが、ここでは疑問に止めておきたい。

### Ⅲ. 若干の補足

以上に紹介した12件の辞令書から、今帰仁間切を構成するシマの名が確認できる。「ぐしけん」(史料1、史料3)、「よなみね」(史料2、史料3、史料4、史料9、史料10)、「中ぐすく」(史料3、史料6)、「うらさき」(史料3)、「たまぐすく」(史料4)、「へなち」(史料5)、「ぐしかわ」(史料7)、「ぢやはな」(史料8)、「本部」(史料11)、「にし」(史料12)の10件である。これと『絵図郷村帳』の今帰仁間切の内訳、すなわち

崎本部、へなち、けんけん、瀬底島、上によは、\*下によは、具志川、浦崎、びし、具志堅、おや泊、今帰仁、しげま、兼城、しゆきちや、よな嶺、へしき、崎山、中城、中そね、謝名、きし本、玉城、せつかく、あめそこ、ごが、かつお、ふれけな、まつぎ、がぶ、上運天、下運天、沖ノ郡島、しやはな、ミつな島、\*石川(以上36村。なお、\*印は「当時無之」と注記されたもの)。

を比較すると傍線の村に対応しており、照合できないのは「にし」のみである。古琉球期のシマを反映するところの近世初頭村名を記す史料として『絵図郷村帳』を評価できることが、ここでも傍証できると思う。

辞令書に関連する疑問として、私がいまだ十分に解けないものが今帰仁村に現存する「大清康熙九年庚戌(1670)八月廿三日」付けの池城墓の碑文である。「寅(1662年)十一月八日かけ」た「さき山大やくもひ」と、「同人女房大あむしたれ」、そして「未(1667年)十二月十九日かけ」た「同人たまぐすくのろくもい」の「右三人入申ため」に、「石さいくたのミ仕たて申候」と碑文は刻んでいる。墓造営の経緯として「(1670年)七月十六日八月廿三日まで仕候」と記し、施工者として「石さいくなはのせそこにや、わきさいく内間にや」の名を挙げ、発注者を「戌(1670年)八月廿三日ごがのおきて」と刻んでいる。つまり、呉我掟の職にある者が崎山大屋子もいとその夫人＝「大あむしたれ」、娘＝玉城ノロクモイの3名を被葬する目的で1670年7月16日から8月23日までの工期で池城墓を造営したが、施行したのはわざわざ那覇から招いた大工であった。呉我掟はおそらく息子であり、彼の父と母、姉もしくは妹を被葬するため

に高い経費をかけてこの墓を造営し経緯を記す碑文を建立したのである。

ここで疑問となるのは、なにゆえに大屋子もいの肩書を持つ官人がこの地に眠ることになったのか、同時にまた、なにゆえに「大あむしたれ」（大阿母志良礼）という神女職の高位の肩書を持つ女性、すなわち崎山大屋子もいの夫人がこの地に葬られることになったのか、という点である。両名の娘および息子は地方神女職（玉城ノロ）や地方のオエカ人（呉我掟）であり、首里中央にからむ肩書を持つ両親とのあいだに齟齬がある。墓が造営された時点は羽地朝秀が主導した改革期の渦中であることをふまえ、この疑問を確認しておきたい。

付言すれば、掘り込み墓の前面を切り石で造形し、墓全体を建築的意匠として整える池城墓の仕様が那覇から呼び寄せた大工によって行なわれたという点は、琉球の造墓史を考えるうえできわめて興味深い。墓細工技術を那覇が地方に供給したことを確認できる有力な事例であり、このような状況が17世紀後半にはすでに登場していたことを示唆している。

#### 【参考文献】

高良倉吉「山北監守をめぐる問題点」、1983年初出、高良『琉球王国史の課題』

（ひるぎ社、1989年）再録

沖縄県教育委員会『金石文—沖縄県文化財調査報告書第69集』、1985年

高良倉吉『琉球王国の構造』、1987年、吉川弘文館

高良倉吉「新発見の古琉球辞令書について」、1990年、『浦添市立図書館紀要』

2号

沖縄県教育委員会『琉球国絵図史料集・第2集』、1993年

高良倉吉「古琉球期の奄美における給田の移動—須子茂文書が内包する情報のスケッチ」、1996年、『日本文化の深層と沖縄・日文研叢書12』、国際日本文化研究センター

（2008年9月7日脱稿）